

福岡県公報

令和元年十月八日
第四十五号
増刊
①

目次

条 例 (第十二号―第十九号)

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

(人事課) ……………二

○福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(保健医療介護総務課) ……………四

○福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

(福祉総務課) ……………五

○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(子育て支援課) ……………五

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市総務課) ……………六

○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築指導課) ……………六

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許管理課) ……………七

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課) ……………七

公布された条例のあらまし

◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

(総務部人事課)

1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和元年十二月十四日から施行することとした。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(保健医療介護総務課)

1 地域保健法施行令の一部を改正する政令の制定により、保健所を設置する市のうちから大牟田市を除くものとされたこと及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の制定により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市の長から大牟田市の長を削るものとされたこと等に伴い、関係条例の規定を整備することとした。

2 一 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、第四条中別表一七の項の改正規定は、令和三年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

(福祉労働部福祉総務課)

1 民生委員による住民に対するサービスがより適切に行われるようにするため、地域の実情を踏まえて民生委員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和元年十二月一日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定に鑑み、保育室等を三階に設ける建物について、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物とするよう保育所及び幼保連携型認定こども園の設備の基準を改めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料等について定めることとした。

- 2 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

- 1 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が制定されたことを踏まえ、防火避難上の制限に係る規定の適用を受ける木造の共同住宅等から主要構造部を耐火構造とした建築物等を除くほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許管理課)

- 1 道路交通法の一部を改正する法律の制定により、運転経歴証明書の交付を申請することができる者の範囲が拡大されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

- 1 道路交通法施行令の一部を改正する政令の制定により、運転免許に関する手数料の標準が改められたことに伴い、当該手数料の額を改定することとした。

- 2 この条例は、令和元年十二月一日から施行することとした。

条 例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律

の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部

を次のように改正する。

- 第二十一条第一項中「若しくはは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくはは失職し」を削る。

- 第二十一条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。

」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

- 第二十一条の三第一項第一号及び同条第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

- 第二十二條第一項中「若しくはは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくはは失職し」を削る。

- 第二十三条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくはは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の

一部を次のように改正する。

- 第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(福岡県准看護師試験委員に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県准看護師試験委員に関する条例(昭和二十七年福岡県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次の各号の一に該当する」を「禁錮以上の刑に処せられた」に改め、同項各号を削る。

(福岡県心身障がい者扶養共済制度条例の一部改正)

第四条 福岡県心身障がい者扶養共済制度条例(昭和四十五年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障がいにより年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(福岡県立自然公園条例の一部改正)

第五条 福岡県立自然公園条例(昭和三十八年福岡県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

- 二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第二十条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十四条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)

」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十条の三第一項第一号及び同条第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十二条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第七条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)

」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十条の三第一項第一号及び同条第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十二条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の」に改める。

(福岡県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第八条 福岡県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十四年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

第十四条第三項に次の一号を加える。

三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十三号

福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

例

(福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県南筑後保健福祉環境事務所の項所管区域の欄及び別表第二福岡県南筑後保健所の項所管区域の欄中「柳川市」を「大牟田市 柳川市」に改める。

(福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和三十五年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「、第五条及び第七条から第九条まで(犬に関する場合に限る。)」の規

定は、大牟田市の区域において」を削る。

(福岡県食肉衛生検査所設置条例の一部改正)

第三条 福岡県食肉衛生検査所設置条例(昭和六十年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「、大牟田市」を削る。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表二の項中「大牟田市 久留米市」を「久留米市」に改め、三の項中「、大牟田

市」を削り、四の項及び五の項中「大牟田市 久留米市」を「久留米市」に改め、六の項上欄リ(3)中「及び」を「又は」に改め、同項下欄中「大牟田市(イ、ロ、ニからチまで、リ(2)及び(4)、ル(療養病床を有する診療所に係るものを除く。)、ヲの(1)、ワからソまで、ツの(1)、(2)、(4)から(7)まで、ネからフまで並びにエからサまでに掲げる事務を除く。)

久留米市」を「久留米市」に改め、七の項から一一の項までの下欄中「大牟田市 久留米市」を「久留米市」に改め、一二の項上欄中「及び歯科技

工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項において「施行令」という。)」を削り、同欄口中「及び施行令」を削り、同項下欄中「大牟田市 久留米市」を「久留米市」に改め、一三の項及び一五の項中「大牟田市 久留米市」を「久留米市」に改め、一六の項上欄中ヤからテまでを削り、アをヤとし、サからメまでをマ

からコまでとし、同項下欄中「大牟田市 久留米市(ヤからテまでに掲げる事務を除く。)」を「久留米市」に改め、一七の項、一九の項から二九の項まで、三二の項から三五の項まで及び三七の項中「大牟田市 久留米市」を「久留米市」に改める。

(福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、大牟田市」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条中別表一七の項

の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この条例の施行の際大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例(昭和四十四年大牟田市条例第四号。以下この条において「市条例」という。)第十一條(飼い主が市条例第四條及び第七條第四號の規定に違反していると認めるときを除く。)の規定により大牟田市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては福岡県動物の愛護及び管理に関する条例の相当規定により知事がした処分その他の行為とみなす。

第三条 この条例の施行の際改正前の福岡県事務処理の特例に関する条例別表六の項、七の項、九の項、十二の項、十六の項、三二の項、三三の項、三五の項及び三七の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により大牟田市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により大牟田市長に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第四条 この条例の施行の際大牟田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年大牟田市条例第十四号。以下「市条例」という。)第四條第一項(第六條第二項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項並びに第十四條第一項及び第二項の規定により大牟田市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に市条例第三條第一項、第四條第三項、第六條第一項及び第七條の規定により大牟田市長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後においては福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の相当規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

2 市条例若しくは市条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者については、福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第五條第一項第一号に該当する者とみなす。

福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

福岡県民生委員の定数を定める条例(平成二十七年福岡県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表飯塚市の項中「二九四人」を「二九七人」に改め、同表柳川市の項中「一七一人」を「一七七人」に改め、同表八女市の項中「二〇四人」を「二一三人」に改め、同表大川市の項中「九三人」を「九五五人」に改め、同表豊前市の項中「六六人」を「六七人」に改め、同表小郡市の項中「九五五人」を「一〇〇人」に改め、同表筑紫野市の項中「一二〇人」を「一三四人」に改め、同表宗像市の項中「一六一人」を「一六五人」に改め、同表太宰府市の項中「九四人」を「九八人」に改め、同表古賀市の項中「七七人」を「八〇人」に改め、同表福津市の項中「八六人」を「八七人」に改め、同表宮若市の項中「八六人」を「八八人」に改め、同表朝倉市の項中「一五〇人」を「一五五人」に改め、同表糸島市の項中「一六七人」を「一七〇人」に改め、同表那珂川市の項中「六三人」を「六八人」に改め、同表篠栗町の項中「四三人」を「四五人」に改め、同表須恵町の項中「三七人」を「三八人」に改め、同表久山町の項中「一九人」を「二〇人」に改め、同表粕屋町の項中「三七人」を「四一人」に改め、同表筑前町の項中「四九人」を「五一人」に改め、同表広川町の項中「三七人」を「四二人」に改め、同表香春町の項中「二七人」を「二九人」に改め、同表川崎町の項中「五一人」を「五二人」に改め、同表赤村の項中「二人」を「一人」に改め、同表荇田町の項中「五〇人」を「五三人」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県条例第十五号

福岡県知事 小川 洋

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び福岡県幼保連

携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条

例

(福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県
条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第七号中「次の口から下までの」を「次に掲げる」に改め、同号イを次
のように改める。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐
火建築物であること。ただし、保育室等を二階に設ける場合においては、同条第
九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)とすること
ができる。

(福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成

二十六年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第四十四条第七号ロから下まで」を「第四十四条第七号」に改め
る。

第十五条の表第四十四条第七号イの項を次のように改める。

第四十四条第七号 イ	建築基準法(昭和二十五年法律第二 百一十号)第二条第九号の二に規定す る耐火建築物であること。ただし、 保育室等を二階に設ける場合におい ては、同条第九号の三に規定する準 耐火建築物(同号ロに該当するもの を除く。)とすることができる	建築基準法(昭和二十五年 法律第二百一十号)第二条第 九号の二に規定する耐火建 築物であること。
---------------	---	---

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県条例第十六号

福岡県知事 小川 洋

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

別表八一の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第二十九条第三項の規定による記載がある場合

前各号の規定による金額に、法第二十九条第三項に規定する他の建築物のそれぞれに
ついて、前各号の規定による金額を加算した金額別表八二の項中第四号を第五号とし
、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第二十九条第三項の規定による記載がある場合

次に掲げる金額を合算した金額

イ 認定を受けた計画に係る建築物に変更がある場合にあつては、当該変更に係る建
築物のそれぞれについて、前各号の規定による金額を合算した金額

ロ 認定を受けた計画に新たに法第二十九条第三項に規定する他の建築物を追加する
場合にあつては、当該追加する建築物のそれぞれについて、八一の項第一号から第

三号までの規定による金額を合算した金額

附則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律
(令和元年法律第四号)附則第一条本文に規定する日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十七号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例(昭和四十六年福岡県条例第二十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第九条中「第九号及び第十一号」を「第十号及び第十二号」に改める。

第十五条中「耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）を「主要構造部を耐火構造とした建築物及び法第二条第九号の三イ又は口のいずれかに該当する建築物」に改める。

第十八条中「第一百二十二条第十二項」を「第一百二十二条第十七項」に改める。

第二十一条第三項中「第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）を「

第一百二十二条第二項に規定する一時間準耐火基準」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第十号の二中「第百四条の四第五項」の下に「（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十九号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表一の項中

2 道路交通法第九十七條の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、九〇〇円
--	--------

を

2 道路交通法第九十七條の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	一、九〇〇円（道路交通法施行令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、八〇〇円）
--	---

に、

1 道路交通法第九十七條の二第一項の規定の	一、九〇〇円
-----------------------	--------

を

適用を受け
る場合

1 道路交通
法第九十七
条の二第一
項の規定の
適用を受け
る場合

一、九〇〇円（
道路交通法施行
令第三十三条の
六の二第六号に
掲げるやむを得
ない理由のため
運転免許証の更
新を受けること
ができなかった
者に対する試験
にあつては、八
〇〇円）

に改め、同表三の項中

(一) 第一種運転免許又は第二
種運転免許に係る運転免許
証

二、〇五〇円（道
路交通法第九十二
条第一項後段の規
定により、一の種
類の運転免許に係
る運転免許証に他
の種類の運転免許
に係る事項を記載
してその種類の運
転免許に係る運転
免許証の交付に代
える場合にあつて
は、二、〇五〇円
に、当該他の種類
の運転免許に係る
事項を記載するこ
とに二〇〇円を加
えた額）

を

(一) 第一種運
転免許又は
第二種運
転免許に係
る運転免許
証

1 道路交
通法第九十二
条第一項後段の
規定により、一
の種類の運転
免許に係る

一、七〇〇円（道
路交通法第九十二
条第一項後段の規
定により、一の種
類の運転免許に係

やむを得な
い理由のた
め運転免許
証の更新を
受けること
ができなか
った者であ
つて、道路
交通法第九
十七条の二
第一項第三
号に該当し
て同項の規
定の適用を
受けるもの
場合

2 1以外の
場合

二、〇五〇円（道
路交通法第九十二
条第一項後段の規
定により、一の種
類の運転免許に係
る運転免許証に他
の種類の運転免許
に係る事項を記載
してその種類の運
転免許に係る運転
免許証の交付に代
える場合にあつて
は、二、〇五〇円
に、当該他の種類
の運転免許に係る
事項を記載するこ
とに二〇〇円を加
えた額）

に改め、同表四の項中「三、五〇〇円」

を「二、二五〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。